

滋賀県希望が丘文化公園希望が丘アクティブ団体登録要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県希望が丘文化公園（以下「公園」という。）のため、自主的な独自の団体活動（以下「活動」という。）が展開されることを目的として、活動を行おうとする団体（「希望が丘アクティブ団体」。以下単に「団体」という。）について、その登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の基準)

第2条 登録できる団体は、次の各号を全て満たすものとする。

- (1) 公園内において（一部公園外を含む）、第3条に定める活動を実施しようとする団体（企業・NPO法人その他法人もしくはグループ）であること。
- (2) 団体の実体と代表者が明確であること。
- (3) 法令または公序良俗に反しない団体であること。

(活動の内容)

第3条 前条に定める活動は、次のいずれかに該当する内容とする。

- (1) 公園内において実施する活動で、団体のCSR・社会貢献を内容とするもの。
- (2) 団体が新たに企画し、広く参加者を集めて実施する、公園内での青少年教育、自然体験、環境保全を内容とするもの。
- (3) 団体が団体のホームページ等で公園を紹介・発信する広報に関するもの。

(活動の条件)

第4条 前条に定める活動は、次の条件を満たしているものとする。

- (1) 公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園（以下「財団」という。）が協賛等を行っていない活動であること。
- (2) 活動のために公園の施設を利用する場合は、団体において公園の規定に従い予約・申込等が必要なものとする。
- (3) 活動が有料（参加費・材料費を徴収するもの）か無料かは問わない。ただし、物品販売等の行為は認めないものとする。
- (4) 活動にかかる費用（ボランティア保険等を含む）は、団体において負担するものとする。
- (5) 活動の実施に際し、財団に協力をも求め、または、財団の職員の助力等を必要とする場合は、予め財団と協議するものとする。

(登録の手続)

第5条 登録を希望する団体は、「希望が丘アクティブ団体」登録申込書(様式第1号)を財団に提出しなければならない。

2 財団の理事長は、当該登録申込書の提出があった場合において、当該団体の活動および登録を認めたときは、「希望が丘アクティブ団体」登録承認書(様式第2号)を交付するものとする。

3 当該団体の活動に変更が生じた場合は、速やかに再度、「希望が丘アクティブ団体」登録申込書(様式第1号)を財団に提出しなければならない。

(活動の中断等)

第6条 前条の登録承認書の交付を受けた団体が、活動の中断する場合もしくは登録の取消を求める場合は、「希望が丘アクティブ団体」活動中断・登録取消申請書(様式第3号)を財団の理事長に提示しなければならない。

2 この場合、財団の理事長は、当該申請に対して承認書を交付することはせず、当該承認書の受理をもって承認したものとする。

(登録団体への支援)

第7条 財団は、登録団体に対し、次の各号の支援を行うものとする。

(1) 当該活動の実施(下見や準備、後片付け等を含む)のための来園時における団体所属の者の公園駐車場料金を免除すること。ただし、事前に財団から交付された駐車許可証を入園時に提示するものとする。

(2) 財団が運営するホームページにおいて、登録の後、速やかに団体の名称を表示して発信すること。ただし、申請のあった日から6月以上活動が実施されない場合は、当該支援は取り消すものとする。

(3) 財団が運営するホームページにおいて、当該活動の実施に併せ、その内容の紹介を行うこと。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、登録について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行する。